



熊本県公報

第12078号
平成24年1月17日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (〃) 2
- 道路の区域変更…………… (〃) 2
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (〃) 3

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 3
- 公共測量の実施…………… (監理課) 4
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づく特定病院の認定…………… (障がい者支援課) 4

登 載 依 頼

- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会(第2回)の開催…………… (工務課) 4
- 熊本県知事選挙における立候補予定者説明会の開催…………… (選挙管理委員会) 5

告 示

熊本県告示第54号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ふるさとの奏 菊池郡大津町引水東原714番地の1	有限会社ケーシーシー	平成24年1月11日

熊本県告示第55号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ふるさとの奏 菊池郡大津町引水東原714番地の1	有限会社ケーシーシー	平成24年1月11日

熊本県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成24年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字屋敷 373番地先から 同町大字上揚字山下 118番地先まで	173.0	仮設道路の設置

2 供用を開始する期日 平成24年1月17日

熊本県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	海路口小島線	熊本市沖新町字小島割 121番3地先から 同市中原町字北潟 2159番1地先まで	1057.0	単道改 (バイパス)

2 供用を開始する期日 平成24年1月17日

熊本県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			後			
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字水越字馬立 1129番地先から 同所 1197番1地先まで	前	9.2	45.0	旧道移管
				10.6		
			後	13.4	38.5	
				41.0		
	13.4	38.5				
41.0						

2 区域を変更する期日 平成24年1月17日

熊本県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第9号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1366号	乾血及びその粉末	乾燥血粉	窒素全量：11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社熊本畜産流通センター 熊本県菊池市七城町林原9番地	平成30年1月9日

熊本県公告第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年7月28日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ケーズデンキ菊陽店
 熊本都市計画事業 菊陽第二土地区画整理事業施行地内44街区24番ほか
- 2 菊陽町の意見の概要
 - (1) 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用及び店舗で扱う物資の緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持っていただきたい。
 - (2) 国道57号から駐車場へ出入りする際の交通渋滞や事故が懸念されるため、その対策を十分取っていただきたい。
 - (3) 深夜営業を行う場合には、周辺地域の静穏な生活環境を維持するため、防犯や青

- 少年の非行防止対策に力を入れるとともに、駐車場等における適正な照明の設置や警備員の巡回等に配慮していただきたい。
- (4) ネオン等の光について、周辺住民の受忍の範囲内での営業をお願いするとともに、菊陽町上空は航空路になっているため、運航の妨げにならないようにしていただきたい。
 - (5) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクション、空ふかしの自粛等を促すとともに、店舗においてもBGMや営業宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
 - (6) 駐車場利用時間の制限や誘導員・監視員による場内走行の安全かつ円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務部総務振興課
 平成24年1月17日から平成24年2月17日まで

熊本県公告第11号

公共測量を実施するので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営豊川南部地区経営体育成基盤整備事業基準点測量）	平成23年12月22日から 平成24年 3月12日まで	宇城市松橋町浅川地内

熊本県公告第12号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、特定病院として次のとおり認定した。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病 院 の 所 在 地	認 定 期 間
向陽台病院	熊本市植木町鑑田1025	平成23年12月26日から 平成26年11月30日まで

登載依頼

熊本県企業局公告第1号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第2回）を次のとおり開催する。
 平成24年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成24年1月26日（木）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
(1) 第1回の審議内容のまとめ
(2) モニタリング調査結果（中間報告）
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県企業局工務課
電話番号096-333-2602

熊本県選挙管理委員会公告第1号

熊本県知事選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成24年1月17日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 日時 平成24年2月17日(金)午後1時30分から
- 2 場所 熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室
- 3 問合せ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班)
(電話 096-333-2104)